

## 金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年一月三十日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年十二月二十七日

東京都千代田区麹町一丁目七番地

都市綜研インベストバンク株式会社

代表取締役 柳瀬健一